

あなたとつなぐ

議会



No.48 新 城 市 議 会
平成29年2月発行

12月定例会

■特集

- 「第5回 市民まちづくり集会」1・2
- 政治倫理審査会の審査結果……………3
- 懲罰特別委員会の審査結果……………4
- 一般質問……………5～12
- 監査委員のひとこと……………12

■主な議案の内容……………13

- 議決結果……………14
- 議案賛否・議案の討論……………15・16
- 委員会インフォメーション……………17・18
- お知らせ……………19

特集

議会が初めて実行委員会に代表を送った 第5回市民まちづくり集会



今年度の 市民まちづくり集会終わる

去る11月27日、第5回市民まちづくり集会が開催されました。

新城文化会館の大会議室に130人の市民（議員、市職員含む）が集い、「女性（あなた）が未来（まち）を変える」をテーマに話し合いました。

市民まちづくり集会とは

新城市には、市民自治社会をめぐして「自治基本条例」が制定されています。

この条例に「市民まちづくり集会」の年1回以上の開催が決められています。

市民、議会、行政が一堂に会し、これからの新城市のまちづくりについて話し合い、情報を共有する場所に位置づけられています。



議会が初めて、 実行委員会に代表を送る

これまで議会としては、当日参加するのみで、準備から当日の運営まで、公募市民で構成される実行委員会と担当職員がすべてを担っていました。

今回、実行委員会からの要請もあり、初めて準備段階から議会が関わりました。

実行委員会に各常任委員会から、打桐議員（総務消防委員会）、小野田議員（厚生文教委員会）、白井議員（経済建設委員会）の3人を送りました。

その3人を中心に実行委員会への打合せ状況の議会への報告、今回のテーマに基づく各議員へのアンケート調査とアンケート結果の実行委員会への提供、議会としての当日の報告内容の検討など、主催者の一角としてま



下江議長

ちづくり集会に関わりました。
直接関わり、まちづくり集会の課題も見えてきました。
今後のまちづくり集会に生かしたいと考えています。

第5回市民まちづくり集会の 参加者内訳

参加者130人の内訳は、男87人、女43人。

2000人の無作為抽出で郵送による参加募集での参加46人。ほか、各地区の代表区長、市の各種審議会委員、議員、市職員などでした。

中学生の参加もありましたが、平均年齢の高い集まりでした。アンケートによれば、80%を超える参加者が、まちづくり集会の目的は達成していると回答していますが、「市民に浸透していない」「一般市民参加が少ない」という指摘もありました。

女性が輝くために 何が必要か

グループ毎に「女性自身が成功事例を作る」「男女で区別されない地域をつくる」「男も女も企業も意識改革」「男・行政が女性の活動しやすい環境を作る」など、いろいろな話し合いがされました。

日本の女性の社会進出は 進んでいるのか

今回のテーマに「女性」が取り上げられました。

世界各国の男女平等の度合いを指数化した世界経済フォーラム(WEF)の2016年版「ジェンダー・ギャップ指数」で、日本の順位は調査対象144カ国のうち111位になったそうです。

同指数は女性の地位を経済教育、政治、健康の4分野で分析しています。

今回の集会で、新城市民が女性の置かれている状況を考える機会になればと考えていました

が、話し合いを深めるには時間が足りませんでした。

改めて話し合いが必要なテーマだと言えます。

議会からの報告(中西副議長) 抜粋

『平成23年9月定例会で新城市議会基本条例を制定し、市議会の進むべき方向性を明らかにいたしました。』

全国的な人口減少社会の中、この新城市においても、自治基本条例に謳われておりますように「老若男女みんなが当事者となったまちづくり」の実現は、市議会としても最重要の政策課題であると捉えています。

そのために市内各所で頑張っておられる女性市民の皆さんの頑張りの幾つかの「点」を、ネットワークなどで「線」に結び、いずれは市域全体が「面」となり、人や経済が活性化し、交流が活発に行われることで市は元気になると思えます。

今後一層議会として、女性の皆さんの声をお聞きしながら、暮らしやすいまちづくりを考え

ていくことが、議会だからこそできる活動ではないかと考えています。

政策を執行する市長と、社会で活動されておられる市民のコーディネート役は議会が務めることであろうと思っていますので、私たち議会も地域に出かけ、女性の声を集め、それを政策に生かしていきます。』



まちづくり集会の準備から 参加して(代表議員)

■打桐／企画段階から当日参加者のベクトルが一致する集会になるようにと思い実行委員会に参加させていただきました。

まちづくりの方向性や目標に主観的な発言を尊重できる前向きな仲間に感謝いたします。

■小野田／今回市民まちづくり集会で「女性」を取り上げた事は市にとって革新的な事であり、この視点は、市民が市政に参加する一歩として有効だったと言えます。

今後は、集会で得たものを行動に移すための施策が必要ですね。

■白井／市民委員、担当職員の相当な労力とともに税金を投入しながら、これまでのまちづくり集会の基本が、「結論を持たない」「情報の共有」という前提に違和感を持っていました。

行動に結びつかない議論では、市民の共感は広がらないでしょう。

政治倫理審査会の審査結果

平成28年3月15日付で加藤芳夫議員、白井倫啓議員、浅尾洋平議員から政治倫理基準違反審査請求が提出されました。

審査すべき事案内容は、新城市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という）第3条第4号違反の有無です。審査請求対象議員は、打桐厚史議員。

条例第3条第4号

議員の配偶者もしくは二親等以内の親族が経営し、もしくは役員となつてゐる企業または議員が役員となり、もしくは実質的に経営に携わる企業などについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事などの請負契約、業務委託契約および物品納入契約に関し、市民に疑念を生じさせるよ

うな行為をしないこと。

「市民から疑念を抱かせる行為」と判断

3月24日付で議長から6人の指名を受けて審査会が設置されました。ほかの3件の審査案件の処理経過を待ち、6月28日に第1回の審査会が議長により招集され、正副委員長の互選とともに実質的な内容の審査が開始、10月25日に最終結果が報告されました。

委員長・丸山隆弘

副委員長・滝川健司

委員・長田共永、鈴木達雄、

鈴木眞澄、菊地勝昭

審査会では、審査の前提条件として、新城市議会議員政治倫理条例施行規則第2条（実質的な経営の範囲など）の該当性を確認するなどして、条例第3条第4号に規

定する「企業等」の定義に当てはまることを確認しました。

審査対象議員と妻の2人だけで出資分担している会社の市公共工事の受注状況は、実質的な不正行為はなくとも住民全体の代表者たる議員の立場との関係性において、市民から疑念を抱かせる行為と判断されました。

本請求に関しては、審査会委員の全員一致で条例第3条第4号に規定する遵守すべき基準に違反す

12月定例会最終日、「新城市議会議員政治倫理審査会審査結果に基づく打桐議員に対する措置の件」が議題となり賛成多数で可決、下江議長から打桐議員に対して以下のことを確認しました。

新城市議会議員政治倫理審査会審査結果に基づく打桐議員に対する措置の件

新城市議会政治倫理条例（平成25年新城市議会条例第23号）第11条第1項の規定により、議会の品位及び名誉を守り、市民の信頼を回復するため講じる措置は、以下のとおりとする。

- 1 対象議員名
打桐厚史議員
- 2 対象議員に対する措置
本人自らが市民から抱かれた疑念を晴らすために、条例第3条第4号の違反状況を早急に是正するとともに、公の場における説明責任を果たすための謝罪を勧告すること。

る事実があったものと認めることが報告されました。また条例第9条4号「その他必要と認める措置」として意見書が付されました。

政治倫理審査会の詳細は、市ホームページに掲載されています。



懲罰特別 委員会の 審査結果

12月8日に行われた浅尾洋平議員の一般質問で、同僚議員に対する「自治法違反」などの発言、および市内の企業に対して不適切な発言をしました。翌9日の本会議において5人の議員から懲罰動議が提出、可決されました。

同日、議長・浅尾議員を除く全議員による「懲罰特別委員会」を設置、13日と15日に特別委員会を開催しました。

委員長…丸山隆弘
副委員長…菊地勝昭

委員会では「戒告の懲罰を科す」ことを出席委員全会一致で可決しました。最終日、下江議長より浅尾議員に対して、懲罰の戒告文が宣告されました。

戒告文

浅尾洋平議員は、12月8日の定例会において、一般質問に関する発言中、不穏当な言辞を用い、議会の品位を失墜させた。このことは議員の職分に鑑み、誠に残念であるため、以下を謹んで申し上げます。

あなたは、去る平成25年11月、初の市議会議員選挙に挑戦され、多くの住民の期待と信認を得て、見事新城市議会議員に当選されました。

当選した議員は、それぞれ政策志向、主義主張は異なるものの、住民から求められるその職責は「住民福祉の増進」であることに議論の余地はありません。

そのために18人の議員が多様な市民意思を反映させながら、言論の府として議会における議論を尽くし、執行機関に対するチェック機能のみならず、予算政策提言、政策執行に当たった議案審議など様々な権能を駆使し、執行機関と協議連携しながら市全体の利益を追求することが市議会の本分であります。

こうした観点に鑑み、これまで本会議における質問等の通告内容については、新城市議会基本条例に基づき、市民にわかりやすく執行部への的確な内容伝達であること、また、議員に求められる地方自治法第132条「品位の保持」及び新城市議会会議規則第144条「品位の尊重」に関して、議員相互に助言や確認を行ってまいりました。

そうした中、あなたの12月定例会一般質問発言通告書において、事実関係に基づく正確な表記に修正することを助言いたしました。但し、応じていただけませんでした。

このことは議員の質問権を考える上で、当該議員のみならず議会全体の課題と捉えることとなりました。

さて、今回懲罰動議に示された議員の兼業禁止に係る法律違反と発言された件については、「議員の兼業禁止は議会が議決により決定しなければならないもの（地方自治法第127条）」であり、現時点において議決の事実はありません。

本会議中に特定の議員に対して失職を意味する法律違反と断定した発言については、重大な内容であると考えられます。

また、特定私企業の経営状況に関する公の場での発言については、その企業に誇りをもって従事されている従業員及びその家族など、企業に関わる関係各方面への否定的かつ重大な影響が懸念されることが考えられます。

以上のことから、これらの発言は、ここまで言及しなくては今回の一般質問が成立しえないものとは言えず、必要限度を超えた発言は関係各方面の名誉を著しく損なう内容であり、法に基づく品位の保持に反すると判断せざるをえません。

今後の発言については、地方自治法及び会議規則に則られ、議員として適切な発言をしていただくよう十分な留意を求めます。

最後に、冒頭申し上げたとおり、私たち市議会議員は、多くの市民の負託を受けています。真に二元代表の一翼たる市議会、議事機関としてその権能を全うするためには、浅尾洋平議員をはじめ、議員全員の力の結集が必要です。

今回の事案を将来への糧と斟酌され、共に議会改革を進め市民に信頼される市議会をつくることを望みます。

以上、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

平成28年12月16日

新城市議会

一般質問

12月定例会では、15人の議員が一般質問に登壇し、市の見解を質問しました。
一般質問とは、議員個人の立場で質問するものです。



山崎祐一 議員

Q. Sバスに特別割引制度の導入を

A. 関係機関と協議しながら検討していく

高齢者の運転免許返納促進対策として、Sバスに特別割引ワンコイン制を導入する考えはあるか。

総務部長

高齢者が関係する事故の多発から、運転免許返納の促進が必要だと感じる。しかし、農林業を営む上や、公共交通機関が十分でない地域で高齢者のみの世帯にあつては、運転免許を返納したくてもできない事情があり、市全域で進めていくには大変難しい状況がある。交通空白地域をなくすことに主眼を置き、特別割引の導入を含め、関係機関などと協議しながら前向

きに検討していく。

再質問

自主返納をする高齢者は、新城署管内で年間60〜70人みえる。返納に迷っている方の後押しになるよう、Sバス料金を半額の100円にするといった優しい施策はできないか。

総務部長

市全域にわたり不公平感が生じないよう、Sバス料金の見直しも前向きに取り組んでいきたいと考える。



そのほかの質問項目

- 新城市の産業論。その構造と将来について
- 平成29年度予算編成作業について



白井倫啓 議員

Q. 中心市街地を活性化するには

A. 新城の玄関口として新城駅前広場につながるよう、栄町線の事業完了を目指す

平成21年に中心市街地活性化基本計画を策定したが、中心市街地をどのように維持、発展させていくかが心配だ。これまでの経過を振り返り、今後どのようにしていくか伺う。

① 新城市全域からみて、中心市街地活性化の果たす役割は。

② これまでの取り組み成果は。

③ 活性化のために乗り越えなければならぬハードルは。

建設部長

① 中心市街地は、商業、居住などの都市的機能が集積し、文化、伝統を育み、各種機能を培ってきた

「まちの顔」というべき地域である。まさに、活動拠点となる役割を担っていると考える。

② JR東新町駅への接続道路、東新町線の整備、新町地区まちづくり協議会による街路樹の管理や地域コミュニティ活動などを行っている。また、田町川土地区画整理組合により良好な住宅地開発が行われ、保留地も完売し、定住促進につながっている。

栄町線については、同意が得られていない一部の地権者に引き続き交渉を行い、新城の玄関口として新城駅前広場につながるよう事業の完了を目指す。

③ 居住人口や商店の減少による中心市街地の空洞化や衰退が進みつつある。中心市街地にもう一度賑わいを取り戻せられるよう、居住地としての魅力を高め、その骨格としての栄町線および駅前広場の整備が課題であると考える。





小野田直美 議員

Q. 健康寿命を延ばすためには

A. 未就学児からの規則正しい生活習慣が求められる

平均寿命のうち、健康で自立して暮らせる期間を「健康寿命」というが、現実には平均寿命の延びに追いついていない状態である。そこで、健康寿命を延ばすための課題と施策について伺う。

- ① 本市における2025年問題の分析と課題は。
- ② 未就学児の健康における現状と課題は。
- ③ 成人の生活習慣における現状と課題は。

健康医療部長

① 2025年は、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる超

高齢化社会を迎える年である。新城市では、2021年ごろに高齢化のピークを迎え、その後、ゆるやかに減少していく。今後、医療・介護・福祉サービスの需要が高まり、高齢者を支える担い手不足や医療・介護などの負担の増加が心配され、地域で支えることができる取り組みが必要である。

② こども園の園児は、家庭生活での外遊びが減少していることなどから、体幹の弱さや体の使い方の不器用さが目立っている。このため、全園でリズム遊びを行うっていく。また、むし歯有病率では、特に3歳児が県平均の約2倍になっていることから、フッ化物洗口の普及を年長児対象に進めていく。

③ 本市では、運動習慣のない方が半数以上みえる。運動量の少ない方にみられる血糖値が高い方の割合も12.4%と高くなっており、個々にあった運動の実践と継続が課題である。



山口洋一 議員

Q. 悪臭問題に対して庁内検討はしているか

A. 臭気測定の結果などを情報共有している

タナカ興業操業後の臭気漏洩について、以下伺う。

① 肥料登録申請中のため、製品出荷ができていない2次発酵槽の現在の在庫状況は。

② 施設内の結露が外部に漏れ臭気発散となった。結露防止の内張り工事はいつ完了したか。

③ 新設建物の湿気対策として、脱臭装置の増設計画の進捗状況は。

④ 庁内における情報共有と意思疎通は。

⑤ 市長は「タナカ興業の進出で近隣企業に迷惑をかけたという認識をもっている」と発言されたが、これを受け庁内検討はされたか。

環境部長

① 受け入れを制限しており、現在、容量の約半分程度が使用されている。

② 特に結露が顕著な新設建屋において工事が行われ、10月25日に完了した。

③ 1次発酵槽では、臭気を吸引し脱臭装置に送ることで熱も吸引しているが、2次発酵槽には設備がないため熱がこもり湿度が上がっている。そこで、2次発酵槽からの熱を逃がすため、新たな脱臭施設の施工を検討している。

④ 臭気測定などの結果を庁内関係部署や部長会議で報告するなど、情報共有をしている。

⑤ 今後とも関係部署、関係機関と連携し、法令などに基づき適切に対処していく。

そのほかの質問項目

- 災害廃棄物処理計画の取り組みについて
- 高速道路途中下車同料金制度について





長田共永 議員

Q. こども園を無償化にする考えは

A. 3歳以上児の基本保育料無償化の理念を持ち財源を検討している

念式典などの実施時期や内容を協議していきたい。



② 3歳以上児の基本保育料無償化の理念を変える考えはない。そのために必要な保育料収入に替わる一般財源の確保について、政府の消費増税に伴う地方財源配分方針など国の動向を把握しながら調査・検討している。

新城版こども園制度の導入以来、さまざまな改善を行い現在に至ってきた。今以上に、安心して子どもが育ち、育てられるまちなになるよう以下伺う。

- ① 新城こども園は来年度100周年を迎えるが、100周年事業の概要および実施計画は。
- ② 基本保育料無償化の見解は。
- ③ 療育の現状と課題は。

市民福祉部長

① 記念パンフレットの作成、記念式典、講演会、園児たちが楽しめる行事などを想定している。今後、実行委員会を設置し、記

そのほかの質問項目

・ 世界新城アライアンス会議について

③ 発達に特性や保育に配慮が必要となる園児は、年々増加傾向にある。それは、発達障がい概念が浸透したことや園職員研修の充実により、今まで見過ごされてきた特性が的確に見立てられるようになったからであると考え。課題は、研修体制を継続すること、十分な職員配置を図ること、保護者からの相談に適切に対応すること、さらに、その子どもにあった課題を落着いた環境で行えるスペースの確保が挙げられる。



菊地勝昭 議員

Q. 合併後の財政状況は

A. おおむね健全な状態が保たれている

合併後の財政状況の変化と現状について、以下伺う。

- ① 財政改善状況について、どう捉えているか。
- ② 今後の財政状況、財政運営をどう考えるか。
- ③ 市内経済の活性化を進めるために積極的な財政運営が必要と思うが、その考えは。

総務部長

① 合併直後は財政不足額が大幅に生じたことから、平成20年度に「財政健全化推進本部」を設置し、全庁一丸となって経費の削減に全力を挙げた。これにより、平成19

年度と27年度を比較した場合、実質公債費比率は6.7ポイント、将来負担比率は91.2ポイントの改善と、各種の財政指標は大きく好転した。現在の財政状況は、おおむね健全な状態が保たれていると認識している。

② 平成29年度から40年度までの財政推計によると、市税や地方交付税といった歳入が減少していく一方、扶助費や社会保障関連の繰出金が年々増加傾向にあり、今後は厳しい財政運営が続く見通しとなっている。

③ 未来への投資につながる予算を確保し、市を活性化するための施策を展開することは大切である。本市を取り巻く社会経済情勢を的確に分析・評価しながら対応していく。

そのほかの質問項目



- ・ 新城市過疎地域自立促進計画について
- ・ 山間地域のヘリポート設置について
- ・ 旧作手村教育委員会が購入した絵画について



鈴木達雄 議員

Q. 公共施設の今後のあり方は

A. 統廃合や機能の再編などを行い、より利用しやすいものにする

つ目は、維持管理費の縮減を図るため、計画的な施設の点検や保全に努める。三つ目は、市有財産の有効活用を進める。

また、本市は人口1人当たりの公共施設の延床面積がほかの自治体に比べ多いため、まちづくりと関連付けて公共施設をより便利に、利用しやすいものとなるような考え方を計画に反映していきたい。

②道路の舗装は、舗装修繕計画を策定し修繕をしている。また、「山の湊」しんしろ活性化計画を作成し、新城インター周辺をはじめ6路線の整備を実施している。

橋梁は、長寿命化修繕計画を策定し、維持管理に努めている。

準用河川は、未整備河川の改修を進め、堆積土砂除去などの断面確保、現地調査を行い対応する。



総務部長

①一つ目は、総量圧縮と機能の向上を図るため、施設の統廃合や再編による適正配置を進める。二

そのほかの質問項目

- 自立した生活を支える移動手段の確保について
- 大河ドラマを生かした観光振興について



村田康助 議員

Q. 東三河の介護保険の統合に向けた対応は

A. 基準額の統一やサービス水準維持の検討を進めている

報酬改定などを基に算定されるが、介護保険料が決定するのは平成30年1月ごろだと見込んでいます。

②すでに実施しているサービスは統合後も各市町村で行われ、順次統一したサービスが提供できるよう検討している。また、グループホームや小規模特別養護老人ホームの利用など、統合後は、現在の市町村の枠組みを超え、東三河地域内から選択できるようにする。

③後期高齢者が急激に増加することから、介護サービス水準の維持をはじめ、効果的な施設配置などの各種施策を充実していく必要がある。また、高齢者の孤立を防ぐとともに、地域コミュニティによる相互扶助や住宅介護サービスの実現に努める必要があると考える。



健康医療部長

①介護保険料は、統合当初から基準額を統一することを基本に検討を重ねている。保険料率の設定は、保険料段階、保険料率、介護

そのほかの質問項目

- 交通安全対策・防犯対策について



鈴木真澄 議員

Q. まちなか博物館を今後どのように生かしていくか

A. 共育推進のための資源としても活用していく

め、平成15年から25年までは新城図書館や設楽原歴史資料館で「まちなか博物館展示会」を開催するなど認知度向上に努めてきた。

② 仕事場や生活の場がそのままミュージアムになっており、継続が難しい理由で指定解除ができるなど、指定館の事情によるところが大きい。

③ 地域における生涯学習や、共育推進のための資源の一つとして活用を検討していきたい。

④ おもてなしの場所としては観光客などに本市の伝統的な産業や技術、文化を紹介できる場所ではあると考えるが、見学や体験には事前予約が必要である。また、指定される方の理解のものに成り立っており、その方々の意思や都合が優先されるものであるため、文化財の指定や条例を制定する考えは持っていない。



新城中学校内にある「中西農村民具室」

教育部長

① パンフレットの作成をはじめ

生活の中で生きる伝統的な産業や技術、文化、暮らしの姿を保存継承し、次の時代に引き継いでいこうとするものを「新城まちなか博物館」として市が指定した。以下、伺う。

① 市民の認知度は。

② 保存の考えは。

③ 生涯学習にどう生かされているか。

④ 「おもてなし場所」としての考えと、文化財の指定や条例を制定する考えは。

そのほかの質問項目

● 桜淵公園再整備計画について



加藤芳夫 議員

Q. 高速バスの乗車率を向上させる工夫は

A. 運行時刻やバス停の位置などを見直し、より一層のPRを行う

と感じている。

② 新たなサービスとして、4枚綴りで3000円の回数券を販売する。また、旧消防署跡地の一角や「もつくる新城」の周辺に高速バス利用者の駐車場を整備し、新たなバス停を設置できるよう調整している。発着時刻の変更は、名古屋藤が丘駅の名鉄バス乗り場を借用しているため難しい。なお、料金体系と経路の変更は考えていないが、運行時刻やバス停の位置、ルートなど可能な見直しを図っていききたい。

③ 長期継続契約により、平成31年度末までは実証実験として実施を予定している。また、今年度末に納車の新車両を有効に活用していきたいと考え、中途の契約解除は考えていない。



そのほかの質問項目

● 道路認定基準と道水路整備について

総務部長

7月から高速バスの運行が始まったが、乗車率が低迷している。この5カ月間の検証と今後の対策について、以下伺う。

① 10月の1車両当たりの平均乗車数が3.2人と厳しい状況だが、どのような検証をしているか。

② 料金体系や経路、発車時刻などの工夫は。

③ 当初の業務目的が達せられないときは、途中の運行委託契約の解除はあり得るか。

① 厳粛に受け止め、より一層のPRや利便性の向上が必要である



浅尾洋平 議員

Q. 市内小中学校の老朽化・改修への取り組みは

A. 経年の劣化状況・緊急性を考慮し、計画に沿った改修を行っていく

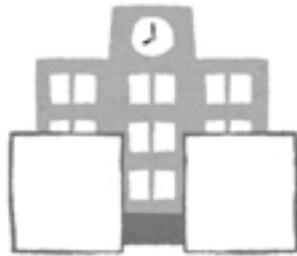
とはいえ、学校施設は規模が大きいきこと、またその数も多いことから、多額の維持経費が必要となってくる。地域などからも要望をいただいているが、全ての施設を短期間に整備することは難しい状況である。

このような状況の中、安全な学校生活環境のため、施設・設備の経年劣化・老朽化などの状況を把握し、また、緊急性を十分考慮しながら、計画に沿った改修など整備を順次行っているところである。

厚生文教委員会で東郷東小学校体育館の雨漏り、黒カビで汚れたプールなど、老朽化した教育施設の視察を行ったが、市内小中学校の老朽化施設については、一刻も早く改修を実行に移す責任があると考えている。教育委員会としての認識、および改修計画について伺う。

教育部長

市内の小中学校の老朽化・改修問題については、毎回のよう学校施設の修繕など予算の補正を計上していることからお分かりのように、できる限りの教育環境の整備を行っているところである。



そのほかの質問項目

- ・ 打桐厚史市議の市議会議員政治倫理条例違反について
- ・ 市民の生命と財産を守る行政の対策について
- ・ タナカ興業の産廃処理工場における悪臭対策について



柴田賢治郎 議員

Q. 成年後見人制度の今後は

A. 制度利用者の増加が見込まれるため、後見人などの育成を図りたい

ている社会福祉協議会と連携して進めたい。

② 制度利用者の増加が見込まれるため、市民後見成年後見人などの計画的な育成を進めたい。

再質問

後見人1人に対して10件の対応が限界といわれるが市の状況は。

市民福祉部長

社会福祉協議会の受任内容は後見人1人当たり10人が目安で現在は9人が受任中となっている。

再質問

社会福祉協議会以外の対策はあるか。

市民福祉部長

成年後見センターへの事業委託を行い対応している。

市民福祉部長

成年後見人制度の円滑化のため民法と家事事件手続法の改正がされた。この法律改正の対応について伺う。

① 市の対応は。

② 対象者数の動向予測と今後の対応は。

市民福祉部長

① 改正の概要は、成年後見人が裁判所の審判を得て成年被後見人宛の郵便物の転送を受けることができることと成年被後見人の死亡後に行う手続きなどが明確になったことである。業務の一部拡大となるため、現在、法人後見を行っ



そのほかの質問項目

- ・ 防災行政無線事業について



滝川健司 議員

Q. 地域おこし協力隊の成果と地域への貢献は

A. 知名度の向上に貢献し、地域内外の交流を生み出している

地域おこし協力隊について以下伺う。

① 隊員の活動成果と地域への貢献は。

② 隊員の活動支援と定住に向けての支援は。

③ 定住・定着の現状は。

④ 制度上の課題や受け入れの課題の認識と今後の継続は。

企画部長

① 地域の特徴を生かした活動とアイデア、人脈を生かして今までにないイベントを運営している。また、独自の情報発信によりメディアが取り上げ、知名度向上にも役

立っている。地域内外の新たな交流を生み出している。

② 活動内容は、隊員の自主性を尊重し支援している。定期的な勉強会や他地域の隊員との情報交換会を行うほか、活動終了後の定住に向けた、収入の確保についても話し合っている。

③ 3人が任期終了となり、起業に向けて計画中の者もいる。基本的には本人の判断に委ねるが市として可能な支援は行う。



④ 地域おこし活動は、すぐには収入に結びつきにくいいため任期後の生活設計が立てにくいことや受け入れ側の期待と隊員の活動が一致しないなどが考えられる。そのため、隊員の受け入れ時に目的を明確に伝えることや地域とのコミュニケーション機会の提供が必要と考える。

そのほかの質問項目

● 平成28年の一般質問について



丸山隆弘 議員

Q. 第2次地域福祉計画の進捗状況は

A. 「災害時要援護者を地域で見守る」対応への取り組みが今後の課題

本計画をもとに市民協働による取り組み、社会福祉協議会との連携強化などによる「地域の困りごととは地域のみならず解決！山の漣しんしろ福祉のまちづくり」実現のため、基本目標に掲げたプロジェクトを推進していくことから以下伺う。

① 第2次計画の進捗状況について。

② 第2次計画の検証評価について。

市民福祉部長

① 初年度の平成27年度は民生委員によるワークショップを開催し、

防犯・防災の見守り、災害時への対応に対する不安が共通した課題として挙げられた。また、年度末には事業への自己評価を行い、全体としては概ね「少し進んだ」と自己評価するとともに、災害時要援護者を地域で守る対応への遅れを今後の課題と捉えた。

平成28年度は、ワークショップで出た課題に対する実践に取り組みたい。



② 各担当課が事業やプロジェクトについて年度毎に自己評価を実施し、結果などをまとめ、地域福祉計画推進会議に諮り進捗管理および評価をお願いしている。前年度の意見を受け、今年度は基本目標「地域福祉の担い手づくり・担い手支援」に関しての、市内ボランティア団体を対象としたワークショップ開催に向けて調整中。

そのほかの質問項目

● 「長篠の戦い」の呼称及び表記に関して



中西宏彰 議員

Q. スマートインターチェンジ整備に向けた考えは

A. 国や中日本高速道路の今後の動向を見据えて検討したい

八名地区へのスマートインターチェンジ設置について、検討から10年が経過し新東名も開通した。もう一度議論のテーブルに挙げ、実現について真剣に検討する時期にあると考え以下伺う。

① スマートインターチェンジの整備という、事業そのものをどのようにつけているか。

② 市は設置についてこれまでどのような考えで検討されてきたか。

③ 隣接市との広域的検討・調整などはどのようなことが考えられるか。

④ スマートインターチェンジ整備による効果と実現への課題は。

建設部長

① 既存の高速道路の有効活用を図り、物流網強化による企業誘致の促進、交通環境の改善、観光振興の支援、地域生活の充実、地域経済の活性化などを推進することが可能な設備だと考える。

② 平成18年度に市が行ったスマートインター利用車予測調査において最低利用予測を下回る調査結果であったことや厳しい財政状況などを考慮し、その時点での事業化は非常に厳しいものであった。当面は新東名高速道路関連事業への重点投資で現在に至っている。

③ 設置の検討となれば、基礎的な情報、データを分析・整理・共有するため、県、国、中日本高速(株)とも連携し広域的な検討が必要になるものと考ええる。

④ 厳しい状況ではあるが、設置のために必要な需要の増大に向けてできるか、災害対策や命の道としての必要性についても検証していく必要があると考える。

そのほかの質問項目

● 新城南部企業団地の産廃処理施設操業開始後の環境対策について

監査委員のひとこと

● 鈴木達雄



本市の監査委員は、自治体の財務、行政運営に識見を持つ委員（識見委員）と議員から選任された委員（議選委員）の2

人です。監査委員は市の事務事業が公正、合理的、効率的に行われているかどうかをチェック監視する、市長および議会から独立した機関です。

議選監査委員に選任され一年余、議員活動に加えて監査の仕事は、毎月の出納検査、定例・行政監査、決算審査など、いやはや多忙というのが実感です。その職務を全うするまでにはまだまだ…これも実感です。

一方、もともと議会は行政の仕事ぶりをチェックするのが大きな役目、なのに重ねて議員から監査委員を選任する理由は何かを問いながら来ました。それに対しては、「議員は財務・会計についてその道の専門家ではなくとも、市政全体の動きを把握し、事務事業が有効・効率的、経済的に行われているかを市民目線で見る専門家である」と自ら答えを出して今は監査に向かっています。もちろん財務・会計については日々勉強です。

また、議会は結果の良否を主に判断すると言えますが、監査委員が主にチェックするのは、結果の正確性、結果に至る業務の適切さです。監査の実際を通して、そこには職員の仕事への姿勢が大きくかわり、「結果は人がつくるもの」とあらためて認識しています。

残りの任期、公正な厳しさは勿論ながら批評にくれず、職員が一步踏み出せる監査に心掛けたいものです。

主な議案の内容

市議会12月定例会は12月2日から16日までの15日間の会期で開かれました。

この定例会では、条例の一部改正や補正予算など、市長提出議案32件が上程され慎重審議を行いました。

決まりました!!

平成28年度
一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,589万8千円を追加します。

◆高速バス停の整備

旧消防署跡地の一角を高速バス利用者の駐車場として利用するため、この駐車場に隣接する国道301号沿いにバス停を設置し利用促進を図ります。



◆老人福祉施設の整備

介護ロボットを導入する事業所に補助を行います。

◆若者議会シンポジウム開催の経費

若者の政治意識の向上を図るため、主権者教育として若者政策の重要性を配信するとともに、普及実践に向けたモデルとなることを目的にしています。

◆道の駅「鳳来三河三石」の整備

タイルが剥がれている床の修繕を行います。



◆鳳来東児童クラブの開設準備費用

平成29年度から鳳来東小学校で放課後児童クラブを開設するにあたり、必要となる整備を行います。

◆木の香る学校づくり推進事業

新城小学校1年生と来年度新入生の児童数が当初の予定より増加したため、机・椅子の購入を増やします。



◆中学校管理事業

千郷中学校体育館のバレーボール支柱基礎部分の床修繕、今年度の消防点検で指摘があった消防設備の修繕、新城中学校で車両の通行に支障がある樹木の伐採、東郷中学校の弓道場の改修工事を行います。

議案とは、議会の議決を経て、市または議会の意思を決定するため、長または議員もしくは委員会が、議会に提出する案件のことです。

新城市看護師修学資金貸与条例の一部改正

看護師就学資金の貸与を受けている就学生が誓約している医療機関に不採用となり、市内のほかの医療機関に勤務することとなった場合には、修学資金の返還の債務が免除されます。



新城市つくで交流館の設置及び管理に関する条例の制定

作手山村交流施設の名称を「つくで交流館」とし、平成29年度か

新城市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

今年度で廃校となる作手小学校北校舎・南校舎の体育館およびグラウンドを市民が利用できるようにします。



※イメージ

ら開館できるように条例を定めま

議 決 結 果 一 覧

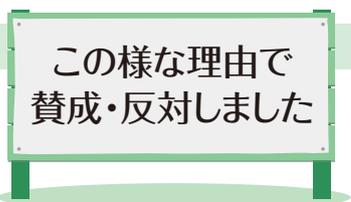
議案番号	議 案 名	議決年月日	審議結果
報告19	専決処分事項の報告（和解及び損害賠償の額の決定）	28・12・2	報告
報告20	専決処分事項の報告（和解及び損害賠償の額の決定）	〃	〃
173	新城市事務分掌条例の一部改正	28・12・16	原案可決
174	新城市税条例の一部改正	〃	〃
175	新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正	〃	〃
176	新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	〃	〃
177	新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
178	新城市障害者医療費の支給に関する条例の一部改正	〃	〃
179	新城市国民健康保険税条例の一部改正	〃	〃
180	新城市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部改正	〃	〃
181	新城市看護師修学資金貸与条例の一部改正	〃	〃
182	新城市立学校設置条例の一部改正	〃	〃
183	新城市つくで交流館の設置及び管理に関する条例の制定	〃	〃
184	新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
185	新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
186	新城市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
187	新城市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正	〃	〃
188	新城市水道事業給水条例の一部改正	〃	〃
189	新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正	〃	〃
190	平成28年度新城市一般会計補正予算（第3号）	〃	〃
191	平成28年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃
192	平成28年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
193	平成28年度新城市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃
194	平成28年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
195	平成28年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃
196	平成28年度新城市大野財産区特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
197	平成28年度新城市水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃
198	平成28年度新城市下水道事業会計補正予算（第2号）	〃	〃
199	市有財産の無償譲渡	〃	〃
200	財産区有財産の無償譲渡	〃	〃
201	新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	〃	〃
202	新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	〃	〃
203	新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正	〃	〃
204	新城市職員の給与に関する条例の一部改正	〃	〃
	新城市議会議員政治倫理審査会審査結果に基づく打桐厚史議員に対する措置の件	〃	可決
	浅尾洋平議員に対する懲罰の件	〃	可決

議案賛否

議案番号等	議案名	議決結果	合計		議員名																	
			賛成	反対	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	小野田直美	山崎祐一	村田康助	山口洋一	下江洋行	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	丸山隆弘	鈴木眞澄	加藤芳夫	菊地勝昭	
176	新城市個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の一部改正	原案可決	15	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
187	新城市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正	原案可決	14	2	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
188	新城市水道事業給水条例の一部改正	原案可決	15	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
190	平成28年度新城市一般会計補正予算(第3号)	原案可決	15	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
191	平成28年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	15	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
192	平成28年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決	15	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
193	平成28年度新城市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	15	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
194	平成28年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)	原案可決	15	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
195	平成28年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	14	2	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
197	平成28年度新城市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	14	2	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
198	平成28年度新城市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	15	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新城市議会議員政治倫理審査会審査結果に基づく打桐厚史議員に対する措置の件	可決	12	3	○	×	除斥	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	浅尾洋平議員に対する懲罰の件	可決	14	0	除斥	○	棄権	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議長は議決に加わらない

※○は賛成、×は反対、賛否については各議員からの報告をもとに公表します。



主な議案の討論

●第176号議案

新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定を整理するための議案。
(賛成多数により可決)

浅尾 洋平 議員

反対

単に法番号の改正に伴うもので、法律自体の問題点が解消されたわけではない。本市の個人番号カードの交付率は11月30日現在、全国を下回る6%と本格運用とは言えない。また、詐欺やなりすましなどに悪用されかねないとの市民からの不安や批判があり、マイナンバー法に反対することをもって、反対する。

村田 康助 議員

賛成

本条例で引用している同法の条項がずれたために改めるものであり、制度そのものの改正に及ぶものではなく、義務的に改正するものであり、賛成する。

●第187号議案

新城市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する 条例の一部改正

(賛成多数により可決)

白井 倫啓議員

反対

水道、下水道に関することが「上下水道部」
として建設部から独立する。同じインフラ
でありながら指示命令系統が2つに別れるこ
とになり、効率化を目指していく行政とし
て逆の方向に動いていると理解せざるを得
ないと考え、反対する。

そのほかの討論者

反対討論 ● 浅尾 洋平議員

滝川 健司議員

賛成

料金の統一化により、市内間の格差公平
性が担保されることになる。

また、下水道事業においては財務運営の
機動性が確保されるほか、一般会計と企業
会計が混在することによる会計処理の正確
性を期すためにはやむをえない部の創設だ
と思い、賛成する。

そのほかの討論者

反対討論 ● 柴田 賢治郎議員

●第190号議案

平成28年度新城市一般会計補正予算 (第3号)

(賛成多数により可決)

白井 倫啓議員

反対

2つの理由で反対する。一つ目は、高速バ
ス運行事業では、名古屋からの来客がバス
停を降りた先の足の確保の検討が不十分で
ある。二つ目は、職員の給与体系について、
市民の生活実感に合うように作るべきであ
り人事院勧告が適正との考えは、自治の点
で不足している。以上のことから反対する。

そのほかの討論者

反対討論 ● 浅尾 洋平議員

村田 康助議員

賛成

今回の補正予算は、老朽化した公共施設
の補修をはじめ、市民サービス維持向上の
ためのものである。また、若者議会や高速
バスなどの予算は、安倍政権が地方創生の
ために打ち出した「まち・ひと・しごと地
方創生」の趣旨に則ったものであるため、
賛成する。

そのほかの討論者

反対討論 ● 滝川 健司議員

●第195号議案

平成28年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)

(賛成多数により可決)

浅尾 洋平議員

反対

水道事業の統合は、これまで市民に周知
されていないため説明が不十分である。水
は、市民生活に欠かせないライフラインで
あり、その影響を考えると大きな危惧を抱
く。

また、人口が減少する中、水道事業に対
する今後の対策、見通しがはっきりしてい
ないと考え、反対する。

そのほかの討論者

反対討論 ● 白井 倫啓議員

柴田 賢治郎議員

賛成

議会の議決結果によって市民への説明内
容が変わることもあり、議決後に説明を行
うことは何ら問題がないと同時に、議決の
必要性を理解していただきたいと思い、賛
成する。

そのほかの討論者

反対討論 ● 滝川 健司議員

経済建設委員会

委員 ● 山口洋一、柴田賢治郎、下江洋行、白井倫啓、
滝川健司

12月定例会

本委員会は、12月13日に議案3件を審査し、慎重審査の結果、可決すべきものと決しました。

第187号議案
新城市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正

簡易水道事業の水道事業への統合と下水道事業の地方公営企業法の全部適用に基づきます。

第188号議案
新城市水道事業給水条例の一部改正

簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、水道料金を統一します。

第189号議案
新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正

農業集落排水施設の使用料を統一します。

水道と下水道に感謝

生を受けると最初に産湯を浴び、そして最後は末期の水が与えられます。

現代の日本は蛇口をひねれば綺麗な水が出てきますが、先人ほどのようにして飲料水を確保してきたのでしょうか。それは1日がかりの重労働であり、人類有史のころから水に関する文明が遺されています。

また、日本は、し尿を農作物の肥料として用いていました。しかし、東京への人口集積により大雨で家屋が浸水し、汚水が低地に流れず伝染病がはやったことから、第二次世界大戦後に下水道の整備が本格的に行われ経済が急速に発展していきました。



恵まれた環境に感謝し、節水に努めましょう。

議会のルール

品位の保持・品位の尊重・懲罰

懲罰

議員は、議会の審議が円滑に行われるよう法令に従って言動する義務があります。しかし中には議会の秩序を乱す言動をする議員もいます。これでは円滑な議会運営をすることができないので、議会が地方自治法・委員会条例、会議規則に違反した議員に対して議決により「懲罰」を科すことができる旨が地方自治法に規定されています。懲罰は議会の秩序違反者に対する制裁を指します。

不穏当発言と懲罰の関係は、不穏当発言をした後、当該議員が発言を取り消しても不穏当・いわゆる議会の品位を汚した事実が残りますので、その程度により懲罰の対象となります。

地方自治法第132条（品位の保持）には、「議会の会議又は委員会においては議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活

活にわたる言論をしてはならない」と明記されています。この規定は本会議や委員会の場合は公の問題を議論する場所であることから、議事に関係ない個人の問題を論ずべきでないことや、無礼の言葉や私生活にわたる言論、人身攻撃などによって議場や会場の平静さが失われることを防ぐためのものです。

市議会会議規則第153条（懲罰動議の提出）では、「懲罰の動議は文書をもって所定数（議員定数の8分の1以上）の発議者が連署して、議長に提出しなければならぬ」とされています。また、動議は、「懲罰事犯があつた日から3日以内に提出しなければならぬ」とされ、的確な判断が求められます。

懲罰の種類

（地方自治法第135条）

- ① 公開の議場における戒告
- ② 公開の議場における陳謝
- ③ 一定期間の出席停止
- ④ 除名

とあり、①は、公開の議場で処分議員を議長の面前に起立させ、議長が戒告文を朗読②は、処分議員が議場で議会の定めた陳謝文を朗読する。

お知らせ

12月定例会を終えて議長から「信頼回復に向けて」

今定例会では、政治倫理審査会の結果を受け、打桐厚史議員から「入札手続き上の不正行為はなかったことを広く市民に説明すること」で、市民に疑念をいだかせている状況を是正できると考える」旨の発言がありました。また、一般質問での浅尾洋平議員による民間企業に対す



る不穏当な発言を受け、懲罰特別委員会が設置され、審査の結果、本会議で戒告を言い渡すことになりました。(参照P3,4) これらはいずれも通常の議会運営においては極めて異例なことであり、この事態を真摯に受け止め、議員一丸となって信頼回復に取り組むことが必要と強く感じています。

改選を今秋11月にひかえ、今期の責務として取り組まなければならぬ施策が数多くあります。その一つが、「新城市第二次総合計画基本構想」の策定です。議会も活発な調査研究に努めながら、地域活動への参加を通じて得た市民の声を反映できるように取り組んでまいります。

また、毎年行っている市長への政策要望を、今年は早期に検討します。各事業の進捗状況を的確に把握しながら、6月定例会の一般質問などでは来年度の政策提言の実行性を確認するような議会運営を考えています。

任期が一年を切りましたが、将来展望を見据え皆さんが安心して暮らせるまちづくりの実現のため、二元代表制の一翼を担う議会としてその責務を十分に全うしていく所存です。
(議長 下江洋行)

3月定例会日程(予定)

2月23日	本会議第1日 (予算大綱説明、教育方針説明) ※中継 予算・決算委員会 (補正予算)
3月7日	本会議第2日 一般質問 ※中継
8日	本会議第3日 一般質問 ※中継
9日	本会議第4日 一般質問(予備日) ※中継 議案の審議
10日	総務消防委員会 厚生文教委員会 経済建設委員会
13日	予算・決算委員会 (当初予算)
14日	本会議第5日
17日	

議会中継をご覧ください

本会議の様子をケーブルテレビで放送します。時間は午前10時からで、終了時刻は議事の都合により異なります。

放送チャンネル

予算大綱説明、教育方針説明は12チャンネル、一般質問は113チャンネルでご覧ください。
※市ホームページからもインターネットト映像中継をご覧ください。



2月も半ばになりましたが、まだまだ寒いですね。ついこの間正月を迎えたばかりなのに、もう2月。きつと、あっ!という間に1年が経っちゃうんですね。

12月定例会は政治倫理審査結果の議決と、懲罰特別委員会の審査がありました。それぞれの議員、そして議会は結果を真つすぐ受け止め、そこから何を学んでどう行動するか。議員として議会としてあるべき姿を市民に示す必要があります。議員全員で市民に信頼される議会を目指します。
(小野田直美)

広報広聴委員会

委員長／丸山隆弘
柴田賢治郎 打桐厚史
小野田直美 山崎祐一
村田康助 山口洋一
鈴木達雄 滝川健司

●ご意見・ご感想などございましたら、議会事務局へご連絡ください。

【電話】0536-2377657
【メール】gikai@city.shinshiro.jp